

## 2018年度、イエローカードのトライアルについて

2017年日本語センター保護者会議によって、センターにおける安全とマナーに関する約束事の設定と、それに反した際の対応としてイエローカード制度を導入することが可決された。2018年度はトライアルの一年とする。

### \* イエローカード制度の最大目的 \*

- ・センター内での事故を防ぎ、皆の安全を確保する。
- ・他人に迷惑がかかるような言動行動を減らし、先生や周りの生徒にリスペクトを持って、2時間の活動をより有意義なものにする。

### \* イエローカードの発令方法 \*

生徒は、担任の先生が定める”クラスでの約束事”に従い活動することを大前提にする。その約束が守れず、同じ注意を2度されても改善が見られなかった場合、3度目の注意と同時に担任の先生より発令される。

### \* イエローカードが発令される主な言動・行動の例 \*

クラスでの約束事は、学年やクラスによって内容の表記や詳細に違いがあるが、以下の内容は全学年共通している。

- ・日本語センターでは日本語を話そう
- ・先生の話は静かにしっかり聞こう
- ・丁寧な言葉使いで話そう（特に高学年）
- ・勝手に退席、退室しない
- ・廊下や教室を走らない
- ・お友達に迷惑をかけない（暴力、邪魔をする、不快な言葉を投げかける、等）
- ・センターの活動に関係ないものを教室に持ち込まない  
（おもちゃ、ゲーム、カード、おやつ（児童）、携帯電話、を含む）

### \* 発令後の流れ \*

- 1、1枚目は先生から生徒へ直接指導と同時に保護者並びに役員へもメールで連絡される。  
（経過を見る。保護者の教室同席が必要かどうかの判断は教員に一任する）
- 2、2枚目のイエローカードで、教員、保護者、監査員\*で話し合いの場を持つ。  
（必要に応じて、監査員が教室に入って様子を見る）
- 3、3枚目のカードが発令された場合、その学期分は一時自主休講となる。返金は不可。
- 4、新学期開校時に、本人、保護者、教員、役員で面会して復講。

監査員\*とは、現場状況を公平に監査・審判する目的で、例えば元教員経験者などに第三者の立場で視察・監査のボランティア協力を要請したいと考えるものである。